

神奈川県青少年保護育成条例に基づく行政指導指針

(目的)

第1条 この指針は、神奈川県青少年保護育成条例（昭和30年神奈川県条例第1号。以下「条例」という。）に基づき、興行その他の営業に関し、助言、指導又は勧告を行うことにより、青少年を取り巻く社会環境の整備を促進し、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この指針で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(対象)

第3条 この指針の対象は、興行を主催し、又は興行場を営む事業、図書類の販売又は貸付けを営む事業、がん具類の販売を営む事業、自動販売機等により図書類又はがん具類の販売又は貸付けを営む事業、利用カードの販売を営む事業、個室等を設けて条例第27条第1項第1号又は第2号に該当する営業を営む事業、カラオケボックス（第26条第1項第1号の施設）を営む事業、インターネットカフェ・まんが喫茶（同項第2号の施設）を営む事業、指定個室営業を営む事業、有害役務提供営業を営む事業、質受や買受等を営む事業、広告物を設置又は管理する事業、広告文書を頒布する事業及び携帯電話インターネット接続役務提供事業等とする。

(立入調査時における口頭指導等)

第4条 条例第51条に基づく立入調査を行う職員（以下「立入調査員」という。）は、立入調査時において、条例を適切に運用し、青少年の被害を未然に防ぐために必要な啓発や助言を行うとともに、事業者の営業方法が別表に定める基準（以下「基準」という。）に適合していないと認めるときは、口頭により指導を行う。

2 立入調査員は、立入調査時において、指導事項等が多岐にわたるなどの理由により口頭だけでは伝達が難しい場合又は相手から文書の交付を求められた場合は、指示書（第1号様式）に必要事項を記載して交付することができる。この場合、複写を作成し、青少年課長又は各地域県政総合センター所長（以下「所長」という。）に報告すること。

3 立入調査時において、立入調査員が関係者に接することができず、前2項による指導ができなかった場合にあつては、立入調査員は、後日電話で口頭指導を行うことができる。

(警察への通報)

第5条 立入調査時において、有害な営業に関わることにより現に被害に遭っている青少年を発見し、当該青少年の保護が必要と認められるときは、立入調査員は、直ちに所轄の警察署に通報するものとする。

- 2 立入調査の結果、青少年が被害に遭っている可能性がある、又は基準に適合しない状態が続くことにより、青少年が被害に遭う可能性が高まると認められる場合、青少年課長又は所長は、第2号様式により所轄の警察署の署長に通報することができる。

(文書指導等)

第6条 立入調査の結果、事業者が次に該当する場合、青少年課長又は所長は、事業者に対し、指導書(第3号様式)により指導を行うことができる。

- (1) 第4条の規定に基づき再三の口頭指導等を行ったにもかかわらず、事業者が改善に応じない場合であって、口頭指導等では改善の見込みがないと認められるとき
- (2) 立入調査の結果、基準に適合しないにもかかわらず、立入調査員が事業者に接することができず、第4条の規定に基づく指導ができないとき

(勧告)

第7条 前条による文書指導にもかかわらず改善されず、かつ改善の見通しがないと認められる場合は、知事(神奈川県青少年保護育成条例施行規則(平成22年神奈川県規則第119号。以下「規則」という。)第1条により権限を所長に委任されている事務にあつては所長)は、第4号様式により、事業者に対し改善を勧告することができる。

- 2 前項の勧告は、改善に要する一定の期限を付して行う。
- 3 前項の規定により、勧告を受けた事業者から、当該勧告に対する改善の報告があったとき又は期限を経過したときは、改善状況を確認するため、立入調査を行う。

附 則

この指針は、平成31年4月1日から適用する。

別表

神奈川県青少年保護育成条例に基づく指導基準

<p>1 興行を主催し、又は興行場を営む事業</p> <p>(1) 年齢確認や声かけなどを行い、有害指定興行を青少年に観覧させないようにしていること。【条例第9条第4項】</p> <p>(2) 施設の入口付近の見やすい箇所に、青少年の有害指定興行の観覧を禁止する旨を、わかりやすい文言、容易に判読できる大きさの文字で掲示していること。【条例第9条第5項】</p>
<p>2 図書類の販売又は貸付けを営む事業</p> <p>(1) 年齢確認や声かけなどを行い、有害図書類を青少年に購入、貸出し、閲覧等をさせないようにしていること。団体表示図書類にあっても、同様の措置を講じるよう努めていること。【条例第10条第4項及び第13条第3項】</p> <p>(2) 有害図書類を陳列するときは、次のような方法により、屋内の容易に監視することができる場所に置くこと。団体表示図書類を陳列する場合にあっても、同様の措置を講じるよう努めていること。【条例第11条第1項及び第14条第1項】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 従業員等が常時配置されている場所（レジ、受付、サービスカウンターなど）から陳列場所（間仕切りされた区画の出入口）を見通せるようにしている。・ 監視ミラー、監視カメラなどにより陳列場所を従業員等が常時監視できるようにしている。 <p>(3) 有害図書類を、規則で定める方法により他の図書類と区分して陳列し、他の陳列場所に混在しないようにしていること。団体表示図書類にあっても、同様の措置を講じるよう努めていること。【条例第11条第1項及び第14条第1項、規則第4条第1項及び第6条第1項】</p> <p>(4) 有害図書類の陳列場所付近の見やすい箇所に、青少年に販売等できない旨を、わかりやすい文言、容易に判読できる大きさの文字で掲示していること。団体表示図書類にあっても、同様の措置を講じるよう努めていること。【規則第4条第2項及び第6条第2項】</p> <p>(5) 有害図書類その他青少年の健全育成を阻害するおそれのある図書類については、表紙が外から見えない場所に置くよう努めていること（いわゆるサンプルディスプレイが店外から見えないよう努めていること）。【条例第12条】</p> <p>なお、「その他青少年の健全育成を阻害するおそれのある図書類」とは、事業者の自主的な取組みにより青少年が閲覧することが適当でない旨の表示がされている図書類をいう。以下同じ。</p>
<p>3 がん具類の販売を営む事業</p> <p>(1) 年齢確認や声かけを行い、青少年に有害がん具類を購入、閲覧、触らせることがな</p>

いようにするとともに、青少年が容易にこれらのことができないよう陳列場所、陳列方法、包装等に配慮していること。【条例第 15 条第 4 項】

4 自動販売機等により図書類又はがん具類の販売又は貸付けを営む事業

- (1) 条例に基づく届出（設置、変更、廃止）を提出し、その内容が実態と相違ないこと。【条例第 16 条第 1 項及び第 3 項】
- (2) 自動販売機等届出済番号票及び自動販売機等届出表示を自動販売機の見やすい箇所に表示していること。【条例第 16 条第 5 項、規則第 8 条第 6 項及び第 7 項】
- (3) 有害図書類又は有害がん具類を収納していないこと。【条例第 17 条第 1 項】
- (4) 周囲 200 メートル以内の区域に学校、図書館、児童福祉施設、都市公園、公民館、博物館がある場合には、青少年の健全育成を阻害するおそれのある図書類又はがん具類の自動販売機を設置しないよう努めていること。【条例第 18 条】

5 利用カードの販売を営む事業

- (1) 対面販売の場合、年齢確認や声かけなどを行い、利用カードを青少年に購入させないようにしていること。【条例第 22 条第 1 項】
- (2) 自動販売機で販売する場合、その設置場所が、風営法により青少年が立ち入ることができない場所であること。【条例第 22 条第 2 項】
- (3) 条例に基づく届出（設置、変更、廃止）を提出し、その内容が実態と相違ないこと。【条例第 23 条第 1 項及び第 2 項】

6 同伴喫茶（条例第 27 条第 1 項第 1 号に該当するもの）を営む事業

- (1) 神奈川県青少年保護育成条例に基づく指定基準（以下「指定基準」という。）のいずれにも該当しないこと。ただし、青少年を客に接する業務に従事させること又は客として立ち入らせることを制限するなど、青少年の被害防止を図っている場合は、この限りではない。【条例第 27 条第 1 項第 1 号、指定基準の 1】

7 コミュニケーション（条例第 27 条第 1 項第 2 号に該当するもの）を営む事業

- (1) 指定基準のいずれにも該当しないこと。ただし、青少年を客に接する業務に従事させること又は客として立ち入らせることを制限するなど、青少年の被害防止を図っている場合は、この限りではない。【条例第 27 条第 1 項第 2 号、指定基準の 2】

8 カラオケボックス（条例第 26 条第 1 項第 1 号に該当するもの）を営む事業

- (1) 年齢確認や声かけなどを行い、深夜に青少年を立ち入らせないようにしていること。【条例第 26 条第 1 項】
- (2) 入口付近の見やすい箇所に、深夜における青少年の立入を禁止する旨の表示を、わかりやすい文言、容易に判読できる大きさの文字で掲示していること。【条例第 26 条第 2 項】
- (3) 個室等で内部が外部から容易に見通すことができないものを設ける場合にあっては、指定基準のいずれにも該当しないこと。ただし、青少年に利用させる場合は保護者同伴を条件とするなど、青少年の被害防止を図っている場合は、この限りではな

い。【条例第 27 条第 1 項第 3 号、指定基準の 3】

なお、通路に面した側に透明の窓（カーテン等の見通しを妨げるものがないものに限る。）があり、その窓から個室内全体を見渡すことができる場合は、個室等で内部が外部から容易に見通すことができないものに該当しない取扱いとする。

9 インターネットカフェ・まんが喫茶（条例第 26 条第 1 項第 2 号に該当するもの）を営む事業

- (1) 年齢確認や声かけなどを行い、深夜に青少年を立ち入らせないようにしていること。【条例第 26 条第 1 項】
- (2) 入口付近の見やすい箇所に、深夜における青少年の立入を禁止する旨の表示を、わかりやすい文言、容易に判読できる大きさの文字で掲示していること。【条例第 26 条第 2 項】
- (3) 二人以上で利用できる個室等（ペアシート、カップルシート等）で内部が外部から容易に見通すことができないものを設ける場合にあっては、指定基準のいずれにも該当しないこと。ただし、青少年に利用させる場合は保護者同伴を条件とする、ドアを開放して利用させるなど、青少年の被害防止を図っている場合は、この限りではない。【条例第 27 条第 1 項第 3 号、指定基準の 3】

なお、次のいずれかに該当する場合は、個室等で内部が外部から容易に見通すことができないものに該当しない取扱いとする。

- ・ ドアの高さが 1.5 メートル以下で、ドアの上部に見通しを妨げるものがないこと。
 - ・ 通路に面した側に透明の窓（その窓から着席した客の概ね上半身を視認でき、カーテン等の見通しを妨げるものがないものに限る。）があること。
 - ・ 通路に面した側に擦りガラスの窓（その窓から着席した客の挙動や体勢を確認できる程度の透過性と大きさがあり、カーテン等の見通しを妨げるものがないものに限る。）があること。
 - ・ ドアの下部に隙間があり、その隙間から、着席した客の概ね下半身を視認できること。
 - ・ その他の方法により、前各号と同程度の見通しを確保できること。
- (4) パソコンを設置する場合は、例えば次のような方法により、青少年の有害情報の閲覧を防止するよう努めていること。【条例第 35 条第 2 項】
 - ・ 青少年が使用するパソコンには、フィルタリングサービスを利用する。
 - ・ 青少年にパソコンを使用させる場合は、オープンスペース（誰もが自由に出入りできる開放された場所）を利用させる、又は保護者同伴を条件とする。

10 指定個室営業を営む事業

- (1) 年齢確認を行い、青少年を客に接する業務に従事させないようにしていること。【条例第 27 条第 4 項】

<p>(2) 年齢確認を行い、青少年を客として立ち入らせないようにしていること。【条例第 27 条第 4 項】</p> <p>(3) 青少年の立入禁止表示を、入口付近の見やすい場所に、規則で定める文言及び大ききさで掲示していること。【条例第 27 条第 5 項、規則第 11 条第 1 項】</p>
<p>11 有害役務提供営業を営む事業</p> <p>(1) 雇用時に年齢確認を行い、青少年を客に接する業務に従事させないようにしていること。【条例第 27 条の 2 第 1 項及び第 2 項第 1 号】</p> <p>(2) 年齢確認を行い、青少年を客としないようにしていること。【条例第 27 条の 2 第 1 項、第 2 項第 2 号及び第 3 号】</p> <p>(3) 広告物（チラシ、ポスター、ホームページなど）には、青少年が客となることを禁止する旨の表示をしていること。【条例第 27 条の 4 第 1 項】</p> <p>(4) 青少年の立入禁止表示を、入口付近の見やすい場所に、規則で定める文言及び大ききさで掲示していること。【条例第 27 条の 4 第 2 項、規則第 11 条の 2】</p> <p>(5) 従業者全員の従業者名簿を備え置いていること。【条例第 27 条の 5 第 1 項】</p> <p>(6) 従業者名簿に条例で定める事項がすべて記載されており、最新の内容に更新されていること。【条例第 27 条の 5 第 1 項及び第 2 項、規則第 11 条の 3】</p> <p>(7) 従業者名簿を、従業者の退職後 3 年間保存していること。【条例第 27 条の 5 第 3 項】</p>
<p>12 質受や買受等を営む事業</p> <p>(1) 青少年と取引する場合、保護者の同意があることを確認し、保護者の同意がない限り、青少年の所持する物品を、質に取り、買い受け、商品券その他これに類するものと交換しないようにしていること。【条例第 28 条第 1 項及び第 2 項】</p> <p>なお、商品券に類するものとは、対価を得て発行される証票等で、それを発行する者等から物品を購入等できるが、個人店やチェーン店のみしか利用できないなど、利用先が極めて限定されているもの、対価に応じ対価分の金額（金銭的価値をポイント等の単位に換算して表示されるものを含む。）を電磁的記録カードに記録させたものをいう。</p>
<p>13 広告物を設置又は管理する事業</p> <p>(1) 広告物の内容が、条例第 9 条第 1 項各号の基準のいずれにも該当しないこと。【条例第 20 条第 1 項】</p>
<p>14 広告文書を頒布する事業</p> <p>(1) 広告文書の内容が、図書類、がん具類に係る広告であって、規則第 3 条第 1 項各号の基準のいずれにも該当しないこと。ただし、青少年が居住していない場所（大学生寮、公務員独身寮等）かつ青少年の目に触れない方法（18 歳以上を受取人とした封書（内容物が透視できないものに限る。））で頒布された場合は、この限りでない。【条例第 21 条第 2 項、規則第 9 条第 1 項及び第 2 項】</p>

15 携帯電話インターネット接続役務提供事業等

- (1) 契約者又は使用者が青少年の場合、インターネットの利用により青少年が有害情報の閲覧をする可能性があることや、フィルタリングの必要性等について書面で説明していること。【条例第 39 条、規則第 16 条】
- (2) フィルタリング解除理由申出を、書面（電子書面も可）で取得していること。【条例第 36 条第 1 項】
- (3) (2)の書面を、条例に定める期間保存していること（契約代理店等の場合、携帯電話インターネット接続役務提供事業者が保存していれば、この限りではない。）。【条例第 36 条第 1 項】
- (4) 契約時にフィルタリング有効化措置を実施しない旨の申出を、書面（電子書面も可）で取得していること。【条例第 36 条第 2 項】
- (5) (4)の書面を 1 年間保存していること（契約代理店等の場合、携帯電話インターネット接続役務提供事業者が保存していれば、この限りではない。）。【条例第 36 条第 2 項】

指 示 書

年 月 日

.....様

神奈川県 課
(神奈川県 地域県政総合センター)

職

氏 名

(連絡先 TEL - -)

事業者名	
所在地	
調査日時	年 月 日 午前・午後 時 分
指示事項等	

神奈川県 警察署長 殿

神奈川県 課長
(神奈川県 地域県政総合センター所長)

神奈川県青少年保護育成条例違反事案について (通報)

神奈川県青少年保護育成条例に違反する事案があったので通報します。

該当条項	神奈川県青少年保護育成条例 第 条 第 項 違反
違反者	住 所 氏 名 生年月日 年 月 日 職業 ()
違反の内容	
是正指導等の経過	
違反事実確認者	所 属 職 氏 名
その他参考となる事項	

問合せ先

第 年 月 日 号

事業者名

代表者.....様

神奈川県 課長
(神奈川県 地域県政総合センター所長)

指 導 書

あなたの行為等が、神奈川県青少年保護育成条例 第 条 第 項の規定に違反していることを確認しましたので、次のとおり指導します。
指導内容を踏まえ、対応してください。

1 違反行為（状態）確認日

年 月 日

2 違反行為（状態）の場所

3 違反行為（状態）の内容

4 指 導 内 容

（ 問合せ先 ）

様

神奈川県知事
(神奈川県 地域県政総合センター所長)

神奈川県青少年保護育成条例に基づく改善について（勧告）

あなたの行為等は、神奈川県青少年保護育成条例 第 条 第 項の規定に違反しているため、次のとおり勧告します。

1 違反行為（状態）確認日

年 月 日

2 違反行為（状態）の場所

3 違反行為（状態）の内容

4 勧告の内容

5 改善の期限

（ 問合せ先 ）